一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	二〇%	B 15	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール			
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの		X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの			
	カッサバ芋のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
	その他のもの	二一・三%	B 10	
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの			
	バナナのもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	一五%	B 10	
	その他のもの	一五%	B 10	
一一・〇七	麦芽（煎ってあるかないかを問わない。）		X	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン		X	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）		X	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物			
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇二	落花生（煎ってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）			
一二〇二・一〇	殻付きのもの			
	採油用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）			
	採油用のもの		A	
	注　税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一二〇三・〇〇	コプラ		A	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）		A	
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）		A	
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子		A	
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン		A	
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		A	
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎ってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）			
一二一二・二〇	海草その他の藻類			
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）			
	長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの		X	
	その他のもの			
	あまのり属のもの及びこれを交えたもの		X	
	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）	八%	B 3	G
	わかめ（ウンダリア・ピンナティフィダ）	一〇・五%	B 3	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの			
	ふのり属のもの		A	
	その他のもの	三・五%	B 5	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
一二一二・九一	てん菜		A	
一二一二・九九	その他のもの			
	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		X	
	その他のもの		A	
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		A	
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）		A	
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一三・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		A	
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
	植物性の液汁及びエキス			
一三〇二・一一	生あへん		A	
一三〇二・一二	甘草のもの		A	
一三〇二・一三	ホップのもの		A	
一三〇二・一九	その他のもの			
	飲料のもと			
	植物性の一種類の原料から得たもの	一〇%	B 10	
	その他のもの		R	
	その他のもの			
	除虫菊エキス	六%	B 10	
	その他のもの		A	
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		A	
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・三一	寒天		X	
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		A	
一三〇二・三九	その他のもの		A	